

平成24年度 第3回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成25年1月24日（木） 午前10時から11時50分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 第5会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員> 12名

阿部征二、石塚幸夫、大木榮詮、小嶋澄子、下條輝雄、高橋登、豊田朗子、
那須雅美、野沢邦江、野本矩通、吉田ヒサ子、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（芦川）、地域福祉推課長（持田）、地域福祉推進課長補佐（宮崎）、障
害者福祉課長（村越）障害者福祉課長補佐（相馬）地域福祉推進課（小島、渡部）

■ 傍聴者：なし

■ 議 事 1 開 会

2 議 題

(1) 会議録の確認について

(2) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

3 その他

■ 資 料 資料1 第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成24年度～平
成26年度）

■ 議事概要

事務局：皆さまおはようございます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありが
とうございます。ただ今から、平成24年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会
を開会いたします。

本日の会議は委員15名中12名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のま
ちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしており、有効に成立してお
ります。なお、鷹野委員、桑田委員、武藤委員につきましては、都合によりご欠席と
の連絡をいただいております。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきたいと思ます。

議題に入る前に事前に郵送いたしました資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいませんのでご報告いたします。

それでは、次第2の議題以降につきましては、会長に議事を進めていただきたと思
いますので、よろしくお願ひいたします。

会 長：それでは、まず議題の（1）「会議録の確認について」事務局より説明をお願いします。

事務局：お手元の資料1、第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録をご覧ください。

先日委員の皆様へ郵送で送付させていただきました会議録でございます。

ご発言の内容などについて、これでよろしければ、発言者名を伏せるなどの修正をし

た上で、市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開したいと存じます。
なお、前回の審議会の中で、「福祉のまちづくり」における市民参加について、いくつかお問い合わせがありましたので、少し補足させていただきます。
府中市では、「福祉のまちづくり」を含む「まちづくり」にあたり、市民参加を進めながら地域特性や地域住民の方の意見を反映させるべく、施策を推進しております。
具体的には、地域での開発事業の実施に際しては、「府中市地域まちづくり条例」に基づき、地域の将来像、目標、基本方針などを盛り込んだ「地域別まちづくり方針」を策定し、その際に、市民の意見を反映させるための懇談会等を開催することとなっております。次に、この地域別まちづくり方針に基づき、具体的な「地区計画」を決定していきませんが、この際に地区計画の内容について、公告・縦覧の手続きを行うとともに、説明会の開催などで地域住民の方の意見をいただくこととされております。これら計画策定段階で地域の方の意見を聴取する機会を設けることにより、できるだけ意見を取り入れるよう努めているところでございます。

会 長：ありがとうございます。会議録の内容については、これでよろしいでしょうか。

(はいとの声)

それでは、会議録については承認ということにさせていただきます。

次に議題の(2)「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画について」、平成24年度から26年度、後期の3年計画でございます。主要な部分について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：それでは、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画(平成24年度～平成26年度)」について報告いたします。資料2をご覧ください。

本事業計画では、平成21年度から26年度までの6年間の計画期間のうち、後半3年間、すなわち平成24年度から26年度までについて、現行の福祉計画に基づき、前半3年間の実績を踏まえた上で、それぞれの事業について改めて目標設定を行っております。また、施策体系については、従前と同様、5つの目標とそれぞれの目標に関連する方針、そして方針を実現するための施策・事業を示しております。

今回は、現行計画の施策体系に基づき、それぞれの目標や方針ごとに実施する事業に関する、平成24年度から26年度までの目標や実施予定について報告を行う、という形となります。また、時間の都合上、ここでは実施事業のうち主要なもの、もしくは前半3年間と比較して内容に変化のあったものを中心に報告いたしますので、計画上の一部の事業については説明を省略させていただくものがございますが、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。それぞれの事業実績の詳細につきましては、本資料に記載されておりますので、後ほどご確認ください。

それでは、後半3か年の事業実施計画について、まず全体概要を説明し、その後個別事業について順次説明いたします。

まず、全体概要でございますが、現行の福祉計画に従い、大部分の事業については、平成21年度から平成23年度までの前半3か年に引き続き、後半3か年についても同様に、継続実施する予定としております。しかしながら、近年、本市の財政状況の悪化に伴う予算上の問題などにより、未着手あるいは検討中の状態が続いている事業

が一部ございます。事業実施に向け、今後も財政当局との調整を継続する予定としておりますが、短期間での財政状況の好転が見込めない状況であることから、引き続き調査あるいは検討としている事業も存在しているという状況でございます。

次に、個別事業につきましては、施策体系及び目標ごとに説明いたします。最初に、「目標1 利用者本位の仕組みづくりのために」に関する事業について報告いたします。まず、方針（1）の「情報収集の充実」でございます。平成25年度に、現行福祉計画の改訂準備として、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉の各分野について、福祉ニーズ調査を実施する予定となっております。方法や内容については詳細未定でございますが、現時点では福祉サービスの利用者や市内福祉事業所、関係機関などを対象にアンケート調査やヒアリングを実施することを想定しております。

次に方針（2）の「わかりやすい情報提供の仕組みづくり(情報のバリアフリー)」でございます。こちらでは、市民に対するわかりやすい制度案内や広報紙などの発行、さまざまな情報アクセスに配慮した情報の提供、などを掲げております。24年度以降につきましても、現在の事業を継続し、よりわかりやすく、かつアクセスしやすい情報提供に努めることとしております。また、平成22年度に策定した、色覚障害者に配慮した色づかいなどを記載したカラーバリアフリーガイドラインについても、さらなる周知に努めることとしております。

次に方針（3）の「相談・権利擁護事業の充実」です。まず相談窓口の連携強化についてですが、前半3か年では地域包括支援センターなどの拠点整備が中心となっておりますが、24年度以降については、これまで以上に地域包括支援センター等の市内各相談機関との協力関係の維持・強化や、相談員の対応能力の向上など、質的な部分での充実も図ることとしております。また、成年後見制度の普及など、権利擁護につきましては、これまでも一定の事業展開を図ってまいりましたが、今後も引き続き事業の積極的推進を図ることとしております。社会福祉協議会に委託して成年後見を専門的に取り扱う権利擁護センターについても、成年後見制度に関する相談、利用に関する支援活動、制度の普及啓発、社会貢献として後見活動を行う市民後見人の養成、など各種事業を引き続き実施することとしております。さらに、より適切な福祉サービスの利用を図るため、権利擁護センターを拠点とした法律相談、苦情対応、関係機関への情報提供など、関係機関同士の連携についても引き続き努めてまいります。

次に方針（4）の「福祉サービスの質の確保」です。高齢者や障害者などの福祉サービス事業者への情報提供や事業者間の情報交換などを支援することにより、サービス事業者の質の底上げを図るとともに、高齢・障害・子育てに関する市内事業者に対し、東京都の福祉サービス第三者評価制度の受審を引き続き推進することにより、その評価結果の公表を通じて利用者への情報提供と事業者の業務改善を図っていくこととしております。

次に方針（5）の「幅広く使いやすい制度の推進」ですが、本市の福祉施策に対し、広く一般の市民の意見を取り入れるため、本審議会をはじめ各福祉分野における協議会などを開催し、引き続き市民参画を図ることとしております。また、今後改訂を行う次期福祉計画へ当事者や市民のニーズを反映するため、調査や意見・要望などの徴取

など、順次必要な作業を実施していくこととしております。

以上が「目標 1 利用者本位の仕組みづくりのために」に関する 24 年度から 26 年度までの事業実施計画でございます。

次に、「目標 2 安心して暮らせるまちづくりをめざして」に関する事業について報告いたします。

方針（1）の「日常生活の支援」についてですが、この分野については前半 3 か年においても、高齢者や障害者などに対し様々な制度外の福祉サービスを提供しております。後半 3 か年につきましては、前半 3 か年の利用実績を踏まえ、目標件数などを調整しております。なお、資料に掲載している事業につきましては、介護保険や障害福祉などの制度に含まれないサービスをおもに掲載しておりますが、これらのサービスについては、制度内サービスの利用が中心となっていることもあり、利用実績の伸びが非常に緩やかとなっているのが現状でございます。たとえば番号 21 に掲載しております高齢者の住宅改修につきましては、介護保険非該当、いわゆる「自立」の方を対象としていますので、件数については伸びていない状況です。

また、資料 8 ページ及び 9 ページ、番号 23 から 27 に記載しておりますが、低所得者やホームレス、外国人など、支援を必要とする人々に対する社会参加や自立促進などの事業について引き続き実施するとともに、新たな「支えあい」の仕組みづくりの一環として、高齢者に対する見守りネットワーク事業など、地域での見守り活動の充実も図っていくこととしております。

次に、方針（2）の「健康づくり・介護予防の推進」としては、府中市保健計画「健康ふちゅう 21」に基づき、各種検診の実施や市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、地域での介護予防事業の積極的な展開を推進することにより、高齢者の健康づくりを引き続き促進することとしております。

以上が「目標 2 安心して暮らせるまちづくりをめざして」に関する 24 年度から 26 年度までの事業実施計画でございます。

次に、「目標 3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」に関する事業について報告いたします。

まず方針（1）の「支援ネットワークの推進」でございます。これまでも社会福祉協議会を中心に、地域における支援ネットワークの構築を推進してまいりましたが、後半 3 か年では、支援ネットワークのさらなる強化のため、福祉協力員制度の強化に取り組むこととしております。具体的には、社会福祉協議会が自治会など地域との連携を図るために配置している福祉協力員について、福祉協力員同士、あるいは協力員と社会福祉協議会との連携をそれぞれ強化し、さらに組織化を行い、地域と社会福祉協議会と強く結びつけることにより、福祉協力員同士の横のつながりを作り、地域の福祉課題の発掘や課題解決のための中核となるものを構築する、という活動を行っていくこととでございます。なお、この事業については、最初はモデル地区で試験的に実施し、その後全市的に展開を図ることとしております。

次に方針（2）の「パートナーシップの推進」ですが、府中 NPO・ボランティアセンターを拠点に、市民活動団体の活動支援、団体と連携した福祉事業、イベント等を通じ

た周知活動、などを引き続き実施することとしております。また、福祉分野も含め、市民が自ら実施する市民提案型の活動への支援も実施してまいります。なお、市民提案型の活動としては、平成24年度は、NPOによるメンタルヘルズ講座開催や地域医療ネットワーク事業などがございます。

次に(3)の「防災・防犯のまちづくりの推進」についてです。府中市では平成21年度から高齢者や障害者などの災害時要援護者への支援体制を順次整備してまいりましたが、平成24年度以降につきましては、高齢者や障害者、あるいは災害時要援護者への支援の中心となる自治会への事業周知や事業実施協力の依頼、関係機関をはじめとする地域関係者との連携強化など、これまで構築してきた同事業の安定的かつ継続的な実施を図るための作業を推進することとしております。また、転入者等への防災ハンドブックやハザードマップなどによる情報提供、避難所運営手順の整備、福祉施設との防災協定など、新たに改訂される地域防災計画に準拠しつつ、避難所運営マニュアルの作成など防災・減災のための事業を継続的に実施することとしております。以上が「目標3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」に関する24年度から26年度までの事業実施計画でございます。

次に、「目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして」に関する事業について報告いたします。

まず、方針(1)の「互いに理解し助け合う福祉意識の醸成(心のバリアフリー)」ですが、ソーシャルインクルージョンやノーマライゼーションなどの福祉意識の醸成を推進する事業や小中学生などへの福祉教育活動を引き続き実施することとしております。

続いて、方針(2)の「地域福祉活動の促進」ですが、前半3か年に続きまして、後半3か年につきましても引き続き各種関連事業を実施しております。

次に、方針(3)の「社会参加の促進」につきましては、前半3か年については、社会福祉協議会の実施する、定年退職し地域に戻っている、いわゆる団塊の世代の生きがい活動支援と人材確保を目的として、ボランティア登録制度「夢バンク」事業の推進を中心に事業展開を図ってきましたが、後半3か年につきましては、社会福祉協議会の運営する「府中ボランティアセンター」を中心に、関係機関とも連携して、ボランティア入門講座や各種の研修、ボランティア活動の中心的役割を担うボランティアリーダーの養成などを積極的に実施し、幅広い市民にボランティア活動の広報周知を行うことにより、ボランティアセンター新規登録者の拡大及び登録ボランティアの質的向上を図ることとしております。

次に、方針(4)の「多様な人材の育成・確保」につきましては、先ほどお話ししました「府中ボランティアセンター」や、社会福祉協議会に委託して実施している「保健福祉人材育成センター」を活用して、ボランティアなど、これからの地域福祉を担う人材の育成を図ることとしております。また、以前から課題となっている地域コーディネーターにつきましては、社会福祉協議会の内部で配置へ向けた研究が行われておりますので、その結果も参考に、改めて配置について検討を行ってまいります。

以上が「目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして」に関する24年度から26年度までの事業実施計画でございます。

次に、「目標5 福祉のまちづくりをめざして(物理的なバリアフリー)」に関する事業について報告いたします。

まず方針(1)の「移動ルートの確保」につきましては、引き続き24年度以降についても、市の管理する道路の段差解消などのバリアフリー化整備工事を順次実施することとしております。

次に、方針(2)施設の整備状況につきましては、引き続き24年度以降順次バリアフリー設備の設置を進めてまいります。具体的には、学校や公園、民間施設も含めた、いわゆる「だれでもトイレ」の整備、公共施設や駐車場の新築及び増築、改修の際の段差解消や空間確保などのバリアフリー化、学校や鉄道駅におけるエレベーター設置、既存の民間施設や住宅に対するバリアフリー化の支援、などについて引き続き各種事業を推進することとしております。さらに、市内での建築工事に際して、バリアフリーの観点から、施工事業者等との事前協議及び検査を継続して実施してまいります。

次に、方針(3)の「交通」に関する整備状況につきましては、各交通事業者との連携強化に向けて協議を継続するとともに、福祉有償運送など、いわゆる交通弱者への移動支援事業を支援することとしております。なお、これに関連して、「府中市交通バリアフリー特定事業計画」のうちの「道路特定事業計画」において、本市、国・東京都、関係交通事業者などの取り組み状況を適宜確認していくこととしております。

次に方針(4)の「サイン・案内・誘導」につきましては、平成24年度以降も引き続き、ユニバーサルデザインに関する広報周知活動、サインや音声案内の整備についての関係者との協議などを進めてまいります。

以上が「目標5 福祉のまちづくりをめざして(物理的なバリアフリー)」に関する24年度から26年度までの事業実施計画でございます。

以上、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」に係る平成24年度以降の事業実施計画について、概要を説明いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長：ありがとうございました。平成24年度から26年度ということで、ご意見をいただいて、それを申し送りしたいと考えております。それでは、「目標1 利用者本位の仕組みづくりのために」について、ご意見等ございますでしょうか。

委員：一人暮らし等で公的な情報が入らない方々、自分で公の情報にたどりつくことができない方々の把握はどの施策で行っているのでしょうか。

事務局：具体的には2ページの(3)番号5で、窓口の連携強化ということがございます。次に6番目の相談体制の充実でございますが、自分から声をあげられない方の場合、基本的には周囲から情報をいただくというのが通常の流れです。高齢者の場合、例えば民生委員さん等から相談窓口へ情報を寄せていただき、地域包括支援センター職員が訪問してお話を伺う、という流れになります。今後も引き続き強化していく予定です。

委員：もう少しアプローチしておいたほうが良かったのではないかと、というような前例はありますか。

事務局：市内で、いわゆる「孤独死」の事例はございます。府中市では自宅で死亡して1週間以上発見されない状況と定義しておりますけれども、年間十数件ございます。具体的にどこまで情報が取れるかということが、地域包括支援センター等の中でも課題とし

て挙げられます。特に最近ですと、アウトリーチといいまして、支援が必要な方のところへ積極的に出向くということを国も推奨しております。10ページの「地域での見守り活動の充実」と合わせて進めていきたいと考えております。

会 長：近隣の見守りシステムをしっかり作って、対応していただきたいと思います。

それから、4ページの第三者評価制度ですけれども、具体的な数値目標はありますか。

事務局：基本的には市内の事業者全て受けていただくことが理想でございますが、特に認証保育所、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設は重点項目ですので、全件働きかけております。

会 長：引き続きよろしくお願ひします。それでは、「目標2 安心して暮らせるまちづくりをめざして」、「目標3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」の部分でご質問はございますか。

委 員：17ページの45番、災害時要援護者の支援体制についてですが、当初211の自治会が市と協定を結んだと記憶しています。自治会は約400あるので、その後どのように増やす努力をしているか、お聞かせいただきたい。

事務局：委員からご指摘がありました通り、約半分の自治会に対して協定が結べていないという状況です。未加入自治会に対しまして、定期的に主管課から制度案内等を行っているところです。市といたしましても、強力に推し進めているところまで至っておりませんので、今後自治会の補助金説明会等を活用しながら積極的に制度周知をはかっていく予定です。

委 員：今のお話のように進めていただいているとは思いますが、もっと別の方法を使わないと、協定を結ぶ自治会は増えないのではないのでしょうか。要援護者制度はどういう制度かというのをもっと強くアピールしないと、自治会は面倒な仕事を受けない、という姿勢になるとまずいので、必要性を十分に周知徹底していただきたいと思います。

会 長：自治会に説明するのもよいでしょうが、一般市民にある程度周知をすることが大事だと思います。一昨年の震災の事もありますし、ぜひ検討していただきたいと思います。それでは、18ページから19ページでご質問はございますか。

委 員：私は最近自宅にすることが多いのですが、「振り込め詐欺に注意してください」と地域をまわってくる活動があるようです。それと似たような形で、防犯のことや地震災害のことなど、他の情報の呼びかけも一緒に行ったらよいと思います。

事務局：特に高齢者の方ですと、振り込め詐欺に対する周知活動ということで、例えば老人クラブ等の会合の際も、積極的に情報提供しているところです。防犯を含め課題はいろいろあり、効率的な情報提供の方法について、工夫改善の余地があると考えておりますので、関係機関、警察等と連携のうえ進めていきたいと思ひます。特に、府中警察署で「ふれあいポリス」という専門の方を配置していただいている状況ですので、連携をはかってまいりたいと考えております。

会 長：ありがとうございます。では、「目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして」、「目標5 福祉のまちづくりをめざして(物理的なバリアフリー)」の部分でご質問はございますか。

委 員：前回会議の際も発言がありましたが、当事者の意見反映の方法についてお尋ねしたか

と思います。大規模開発についてはパブリックコメント等で意見集約するということですが、小規模な改良、例えば道路用地や公共用地の改良をする場合も、障害のある方の意見がもう少し反映されるような方法はないのだろうかと常日頃思っております。私はボランティアで車いすを押していて、支障があって大変に思うこともありました。工事を始める際、意見を吸い上げるような手法は具体的にないでしょうか。

事務局：個別の建築物に対して、障害者の方の意見を反映させる仕組みがないか、というご質問でよろしいでしょうか。

委員：建物というより、特に道路、移動における障害があると思います。パブリックコメント以前の問題として、例えば道路の部署から意見を求められたときに、改善点が言える立場なのだろうと思いますので、もう少し発言していただきたい。その前提として、当事者の意見を集約して、把握しておいていただきたいということです。

事務局：条例上、移動の円滑化ということで、高齢者障害者等の方には配慮しております。本審議会でもいただいたご意見は当然指導に反映していきますし、定期的ではありませんが、障害者団体などの方とお話する機会がございますので、いただいた意見を個々の指導に反映させるということはやっております。例えば、昨年、視覚障害者の団体さんと事務局で、情報交換会をやらせていただいたことがございまして、こちらが気付かない部分をお話いただきました。具体的には、視覚障害者にとって、誰でもトイレは広くてかえって利用しづらいというお話を伺ったりしました。制度的に保障しているというわけではありませんが、そういった活動も行っております。

委員：そういう流れで進められているということであればよろしいと思いますが、積極的に意見を聞くチャンスを設けていただければと思います。

委員：補足になりますが、今お話のありました、視覚障害者協会の会合の件です。この審議会に出席して、せっかくこうして皆様から意見をいただいて、実際に地域福祉の設備にお金をかけて作っても、私ども視覚障害者に対する情報提供は十分ではありません。視覚障害者といいますが、小さな頃から視覚障害者の方というのは少ないです。多くの方は成人になってから途中で失明される方が多いので、そういう方は点字を指で読むことができない。読めても実際の情報収集には役に立たない状態です。音声ということで、テープという形で力を入れていただきましたけれども、テープもそろそろ生産中止となりますので、CDなどの媒体に移行していくのだと思います。そういう所になるべく早く市も対応していただきたい。そして、せっかく施設ができて、どこにできたのか、いつできたのか、実際の視覚障害者は知らないことが多いのです。それではもったいないということで、少なくとも府中市のどこに配慮がなされているかということを知っていただきたくて、情報交換会を企画して、好評でした。この他にも、例えば京王線のホームの縁に、黄色いブロックが敷設されていますが、今までのブロックはただ点だけでしたので、ホームから転落する視覚障害者は後を絶ちませんでした。なぜかというと、点線に沿って歩いているうちはいいのですが、点線の右側が線路なのか、左側が線路なのかわからなくなることがあり、そのため勘違いして線路側に移動して転落ということがありました。今は内方線といいまして、ブロックの内側、安全な方に線を入れていただいています。そうすると、歩いていても点のあ

る方が線路側で、線のある方が安全な方だということがわかるので、転落の危険が防げるわけです。それを府中市内の京王線の駅で、改良していただけることになりました。そして、実際に体験してもらおうということで、京王電鉄の方と、市役所の方と、私ども希望者が実際にホームを歩かせていただきました。普通は、駅ですと一か所に立てば、ホームの様子が一望でわかるわけですがけれども、私どもは実際に触ってみたいとわからないので、ホームの端から端まで見せていただきまして、なるほどホームはこういう風になっているのかとか、こういう場所は危険なのだと認識していただいで好評でした。このような機会を続けていきたいと思っております。

委員：府中市はだいぶ良くなってきましたが、まだまだ段差はありますね。健常者の方が気付かない点もあります。それから、今生活保護のことで、国が10パーセントカットを目標にしていますが、そうなったら私たちの生活はどうなるのか、今まで受けていたサービスは有料になるのか、窓口はどこへ行ったら詳しく話していただけるかお聞きしたい。さっそくもう相談が来ていますから、よろしくをお願いします。

事務局：生活保護ということであれば、生活援護課で相談を受けていただいて、生活保護に該当するかどうか、他に使える施策はあるか、そういったお話はさせていただきます。一概には申し上げにくいところもございしますが、例えば生活保護基準が下がると就学援助の基準額が連動するとか、いろいろ影響が出る場合もございします。福祉総合相談窓口を庁舎1階に設けておりますので、まずはお話をお持ちいただければと思います。

会長：他に何かございしますか。それでは、一通り確認させていただきましたので、皆さまに感想含めてご意見いただきたいと思ひます。

委員：先ほど災害時要援護者の話がございましたが、民生委員としても、できる限り地域の住民を見守るようにつとめております。ただ、数も少なく、まわりきれない部分もあります。やはり自治会と民生委員と連携をしっかりとって、見守りを進めていったらいいのではないかと思います。自治会連合会のみなさんよろしくをお願いします。それから、最近公園にごみが多いです。公園にごみ箱がないので、ベンチの周りにごみを捨てていくというのがあります。ごみ箱を置かないという事情は聞いたことがありますけれども、ごみ箱をなぜ公園におかないのか、改めてお聞きしたいと思ひます。

事務局：基本的には、不法投棄を誘発するので置かないという回答になろうかと思ひます。依然として不法投棄という問題は解決していませんので、不法投棄を見つけた時には情報提供いただいて、監視等強化していきたいと考えております。

委員：先ほどから伺っていて、駅のホームなど、これから注意して見てみたいと思ひました。それから、最近道路が良くなって、段差がなくなってとてもいいなと思ひます。私は自転車を利用しておりますので、2センチでも段差はない方がいい。駅もとても良くなって、私は東府中駅を利用しますが、非常に便利になりました。老人クラブ連合会も催し物がたくさんあって、先日はカラオケ大会をしてきましたが、活発に、元気でがんばっております。

委員：感想になってしまひますが、今回とても勉強させていただきました。様々なハンディをお持ちの方のことを理解して、助け合う心の持てる小中学生を育てていかなければならないと改めて思ひました。それにあたって、夏のボランティアのお知らせを市か

らいただいて、それに子どもが参加するわけですけれども、学校の先生の提示の仕方が、「夏の宿題として、ボランティアをしてくなさい」と、投げるだけなんですね。どういう気持ちがあって、この課題があるのか、ということと言わないと、ただ単に数をこなすだけだと、理解が深まらないのではないかと思います。それから、私の実家が大阪で、帰省して感じたことですが、エスカレーターが大阪と東京で全然違います。大阪は早いです。多くの方が利用する場所も早い。関東の駅やデパートは遅いですし、それから、スーパーマーケットはすごく遅いです。なぜこんなに遅いのだろうと思っていましたが、東京は優しい設備なのだとわかりました。というのも、家族が骨折して、今松葉杖で生活していますが、そうすると利用に不便を感じるものがあつたので、東京の優しさを実感しました。

委員：前半の、福祉の啓発の事業、見守りの事業は、我々社会福祉法人でも深く関わっている部分です。私たち自身も努力をして、さらに周知をして、孤独死をなくすための努力を続けていきたいと思っています。バリアフリーのところでは、直接明文化はされていませんが、道路のバリアフリーを考える時、自転車のこともあわせて考えなければならぬと思っています。自転車道の整備や通行区分を同時に考えていただかないと、本当の意味でバリアフリーにはならない。高齢者ですと、手押し車、お買い物の車を前に押している方や、杖や歩行器をお使いの方は、ご本人の体よりも前に道具の方が交差点に出たりして、自転車とのニアミスが非常に多いのです。ほんの少しあたるかあたらないかでも足の弱い方は倒れてしまう。自分で転んでも、自転車は通り過ぎてしまって、痛い思いだけをしている、という話はよく聞かれます。道路や、公園内の自転車もかなり多く走っていますので、その辺を合わせた観点で、検討していただけるとありがたいと思っています。

事務局：自転車については、市でも課題として認識しております。かえで通りの部分について、歩道と自転車道をカラーリングで分けるようなことも実験的に進めています。自転車利用が増え、事故も多くなっておりますので、警察等との協力体制が必要になると認識しております。

委員：防災防犯のまちづくり推進という項目について、「名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように」と書かれていますが、前々からプライバシー関連の問題が原因で整備しにくいと聞いておりますが、実際はどうでしょうか。

事務局：報道等でも「個人情報の壁」とよく言われております。府中市ではどのように対応しているかと申しますと、「手上げ方式」といまして、名簿登録したいご本人から申し出ていただく、自分の情報を「提供してよい」と同意をとる形です。全ての対象者の方に案内を送りまして、情報提供してもよいという方については返信していただいて登録、という形になりますので、個人情報の問題はクリアしているという状況です。今はだいたい400の自治会のうち、半分くらいでこの事業を進めていただいています。200の自治会には、現に対象者名簿というのをお出しします。名簿の記載内容は、住所、氏名、生年月日、性別、いわゆる住民基本台帳の基本情報ですので、それを役立てていただくという流れです。

委員：市の説明で、手を挙げた人の名簿を公開というのは、私の知る限りまちがいです。実

際は、協定を結んだ自治会に名簿は来ますが、会長が保管して、写しを取ってはいけないということになっています。ただ、本人の同意を得たら、各班内の人が見ていいということです。そういう意味で市は説明したと思いますが。

事務局：説明に誤解を与えてしまったところがあるかもしれません。委員ご指摘の通り、個人情報はかなり厳格に取り扱っていただいております。

委員：昨年も発言をさせていただきましたが、けやき並木は自転車用、歩行者用と、道が半分に分かれています。ほとんどの方が守っていないですね。せっかく市の中心のところで、きちんと分けているのに、どうして守ってもらえないのか。振り分けるのではなくて、中心にポールなど置けないでしょうか。

事務局：けやき並木でも歩行者と自転車を分ける形になっておりますが、委員ご指摘の通り、なかなか守っていただけていない現状もあります。改めて周知につとめたいと考えております。ポールについては、道路交通の関係上難しい部分もあるかと思っております。まずは市民啓発の対応をさせていただきたいと考えております。

委員：駅から市役所に来るまでの道で、できれば自転車を減らす方法を検討していただきたいのですが。

事務局：現状ではなかなか難しいところもあるかと思っておりますが、ご意見として頂戴します。

委員：歩行者が後ろからの自転車に接触する状況が起きていますので、ぜひ検討をお願いします。結局けやき並木を通らないように、遠回りをして市役所を利用しなくてはならないという不便な状況が起きています。

会長：よろしくをお願いします。では、以上で推進計画の3年分について論議が終了しました。「みんなでつくる、みんなの福祉」をベースにしながら「ともに生きる」システムをぜひ計画で実現していただきたいと思っております、よろしくをお願いします。では、その他事務局からお願いします。

事務局：今年度審議会は、この会議をもちまして終了となります。任期は2年間ということで、委員の皆様にはお忙しいところご参加いただき、どうもありがとうございました。

会長：ありがとうございました。来年度以降の委員の方につきましては、27年度以降の計画を作っていく形になっていくかと思っております。府中市に住んでよかったといえるまちづくりに、少しでも近づけるように我々も協力したいと思います。2年間ありがとうございました。以上をもって審議회를終了いたします。